

日本ジオパーク委員会調査運営部会設置規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、日本ジオパーク委員会会則（以下「会則」という。）第7条に規定に基づき調査運営部会（以下「部会」という。）を設置し、日本ジオパーク委員会（以下「委員会」という。）の審査業務遂行のため適切な評価を行うことを目的とする。

（組織）

第2条 部会員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会が選考し、日本ジオパーク委員会委員長（以下「委員長」という。）が委嘱する。

- 一 公募に応じて申し出のあった者
- 二 ジオパーク支援組織を有する学会から推薦された者
- 三 委員会が前条の目的のために特に必要と認めた者

2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

3 部会長は、部会の会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長は、特別な事由があると認めるときは、任期中であっても部会員を解任することができる。

（開催及び議決）

第6条 部会は、部会長が適宜招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めた場合は部会に属する部会員以外の者を部会に出席させ、関係事項について助言及び説明を求めることができる。

5 部会長は、部会における審議状況及び審議結果を速やかに委員会に報告しなければならない。

（所掌）

第7条 部会は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 委員会からの諮問に基づく現地調査及び評価
- 二 前号のほか委員会の審査に必要な事項

（現地調査員）

第8条 前号に規定する現地調査にあたっては、委員会が別に選任する現地調査員とともにこれを実施する。

(経費)

第9条 部会の経費は、委員会の経費に準じて処理する。

(事務)

第10条 部会の事務は、委員会の事務局がこれを行う。

(情報公開)

第11条 部会の審議内容等は、委員会の審査結果が公開されるまで非公開とする。

(変更)

第12条 この規程の変更は、委員長が委員会に諮って決定する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って決定する。

附 則

この規程は、201〇年〇月〇日から施行する。